

^{アメリカ}海外と比較し、主に調査面接に関わることで…となれば、やはり多機関連携アプローチ（Multi Disciplinary Team approach、MDT）について述べることになる。

国際連合人権理事会子どもの権利委員会は、日本が作成した第二回現状報告書（2001年）に対し、2004年2月26日付けにて以下の勧告を行っている。同委員会が大いに懸念を示している分野とし、児童虐待及びネグレクトについては「第5章家庭環境及びその代替的ケア（Family Environment and alternative care）」、第37項において以下のように述べられている（私訳）

- A) 児童虐待に関し、包括的かつ多機関連携（multidisciplinary strategy）という観点からの戦略が全くない。
- B) 告訴された件数は、依然として非常に少ない。
- C) 被害を受けた者に対する回復及びカウンセリングといった支援は、このような支援が益々求められてきているにもかかわらず不十分である。

上記を踏まえ、第38項において政府への勧告として

- A) 特に地域社会、ソーシャルワーカー、両親及び児童と協働し、国内における多機関連携戦略を確立すること
- B) 児童虐待及びその家族に対する保護的手段を改善するという観点から現行の法律を見直すこと
- C) 心理的カウンセリングを提供することができる訓練を受けた人材の増強及びその他の回復支援が児童相談所において多機関連携という形をもって提供されること
- D) 警察など司法関係、ソーシャルワーカー、児童相談所職員、検事に対し、児童虐待通告、モニタリング、調査、告訴を子どもにやさしい方法で行うトレーニングの回数を増やすこと

また、別途国内法に関する勧告には、児童虐待の調査に関し、第三者機関（NGO など）をも含め、司法、児童福祉の連携の不足について、また性的虐待が親告罪であることについても指摘がある。

^{アメリカ}海外に司法面接の研修もしくは児童虐待関連の学会に行くと、所轄を同じくする刑事と児童福祉司が、相棒と言う表現がふさわしい連帯意識をもって事例の調査に動いていることがスタンダードであることを目の当たりにする。それが単にうらやましいという以上に、子どもの調査面接の時に警察の捜査員や刑事もしくは検事と児童福祉司がバックスタッフのメンバーであることにより、被害事実の詳細、緻密さに関しての度合いは高まる。

刑事は容疑を固めるという視点から、供述の他に説明可能性がないか、別の仮説を立てることに非常に長けている。たとえば、「おしっこをかけられた」と子どもが述べた場合、別の可能性、仮説というのは、おしっこ以外の可能性としてどういう状況が考えられるだろうか、その場合、容疑者はどういう立ち位置でどのような姿でいることになるかについて、一つならず二つ、三つと仮説を挙げる。そうすることにより、子どもの述べたことの他に可能性がないことを浮き彫りにできる。

性的虐待事例においては、子どもの供述だけが唯一の根拠となる場合が少なくない。子どもの語りを十分な証拠としていくためにも、バックスタッフのブレンとして警察、児童福祉の関係者が集合することが重要である。社会正義と児童福祉という二つの大義を児童福祉機関のみで扱えるものではないのは、言うまでもなく。

調査面接の依頼が性的虐待に特化していることは、また^{アメリカ}海外と比較して異なる部分である。司法面接は、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待事例の調査と目撃証言を得る目的で実施されている。通告があれば、調査。調査に基づいて当面の処遇の方向性が決まる。子どもからの聞き取りは、必ずICレコーダーもしくはビデオ・レコーダーにて録画することが法律で決まっている。また政府からMDTの実施が各州において推奨されている。よって調査の手法は、司法面接である。このように通告からのプロセスがフォーマット化されており、ぶれない。司法面接をするか、しないかという迷いはない。システムとして迷っている時間を生じさせない、そのことが効率の良さにも繋がっている。

面接者養成の観点からは、経験則ではあるが、50件もしくは70件の面接を経験することが一人前になる条件だと思われる。^{アメリカ}海外の著名な面接者らは3,000件、4,000件超えである。面接者養成のためには、性的虐待事例のみならず、できるだけ多くの事例において面接をさせてもらうことが肝要である。

「わが邦何十万余の精神病者は、実に病を受けたる不幸の外に、この邦に生まれたるの不幸を重ねるものと云うべし」ⁱ。日本の精神医学の父と称される呉秀三の言葉である。言語学の鈴木孝夫は、我が国の外国文化の受容が、「一貫して受け入れる側の、日本人の自主選択性でつらぬかれている」ⁱⁱとし、その問題点は、「受容した個々の知識なり具体的な製品が、本来海の向こうの国や社会で持っていた全体との関連や価値づけから解放されて、独立した一つ一つのアイテムつまり、ばらばらの断片となり、日本人の手で新たに、思いもよらぬ勝手な位置づけや価値を付与されることが多いということである。」ⁱⁱⁱ

私が児童相談所を始め、関係機関に伝えたいことは、内輪の論理に終始することがないよう、自らが準拠する枠組みを帰属機関の外、自身の外に求めることの重要性である。

子どもの調査面接の組織だった実践は、さまざまな人と人の巡り合わせの結果、神奈川県において始まった。先駆者の言動の影響力は大きい。

ⁱ 「精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的觀察」（1918年）

ⁱⁱ 「聞ざされた言語・日本語の世界」鈴木孝夫著、1975年、新潮社、p.134

ⁱⁱⁱ *ibid.*, p.144

1 プロフィール

1-1 児童氏名 () 1-2 性別 ①男 ②女

1-3 生年月日 年 月 日生 1-4 受理時児童年齢 ()才

1-5 受理時の学年

①未就学 ②小学校 ③中学校 ④高校 ⑤その他(中卒児)

1-6 家族構成

①実父・実母・子 ②実母・養父・子 ③実母・継父・子 ④実母・内夫・子 ⑤実父・養母・子 ⑥実父・継母・子
⑦実父・子 ⑧実母・子 ⑨多世代同居 ⑩その他()

2 虐待の内容(発言が異なる場合はより重篤な内容を記入)

2-1 虐待者(複数回答可)

2-1-1 虐待者

①実父 ②養父 ③継父 ④内夫 ⑤実母 ⑥養母 ⑦継母
⑧その他(兄・祖父・同居男性) ⑨疑いレベルで特定されず

2-1-2 受理時虐待者年齢

①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧不明

2-1-3 受理時の虐待者の就労状況

①定職 ②不安定 ③無職 ④その他() ⑤不明

※ 不安定…バイト、日雇い、派遣、転職を繰り返す等

2-2 虐待の内容(複数回答可)

2-2-1 虐待行為

①性器性交 ②身体接触を伴う性行為(具体的に) ③ビデオ・写真等の被写体とする
④着替えや入浴をのぞく ⑤性行為を見せる ⑥性的なビデオ・本等を見せる ⑦きょうたいが性虐待を受けた
⑧その他() ⑨不明

2-2-2 支配的な発言の有無

①有(秘密の強要・おどし・小遣いを渡し従わせる)
②無 ③不明

2-3 虐待を受けた期間・頻度(推定で記入)

2-3-1 最初と最後の被害時の子どもの年齢

最初 ①()才()か月 ②不明

最後 ①()才()か月 ②不明

2-3-2 虐待を受けた期間

①1年未満 ②1年～2年未満 ③2年～3年未満 ④3年～4年未満 ⑤4年～5年未満 ⑥5年以上 ⑦不明

2-3-3 虐待の頻度

- ①1回のみ ②複数回() ③不明

2-4 重複している虐待(複数回答可)

- ①身体 ②ネグレクト ③心理 ④不明 ⑤なし(具体的に)

3 発見

3-1 発見の経緯

3-1-1 発見の経緯

- ①子どもの告白
②目撃(目撃した人)
③子どもの行動や症状から疑う(疑った人)
④きょうだいの虐待が発覚
⑤不明
⑥その他(具体的に)
- } 3-1-3へ

3-1-2 児相に通告されるきっかけとなった一番最初の告白相手

- ①学校(担任・養護教諭・SC・) ②保育園 ③幼稚園 ④実母 ⑤実父 ⑥きょうだい
⑦親族() ⑧警察 ⑨友人 ⑩その他()

3-1-3 児相に通告されなかったが過去に告白したことがあるか

- ①告白有
②告白無 ③不明 → 3-2へ

3-1-4 有の場合の告白相手

- ①学校(担任・養護教諭・SC・その他) ②保育園 ③幼稚園 ④実母 ⑤実父 ⑥きょうだい
⑦親族(具体的に) ⑧警察 ⑨友人 ⑩その他(具体的に)

3-2 最初の発見(告白・目撃等)から児相に通告されるまでの期間

- ①当日 ②2~7日以内 ③8~14日以内 ④15日~1ヶ月以内 ⑤1ヶ月~2ヶ月以内
⑥2ヶ月~6ヶ月以内 ⑦半年以上 ⑧不明

3-3 相談経路

- ①都道府県等() ②市町村() ③保育所 ④児童福祉施設 ⑤児童家庭支援センター
⑥警察等 ⑦家庭裁判所 ⑧保健所 ⑨医療機関 ⑩幼稚園 ⑪学校 ⑫教育委員会等 ⑬児童委員
⑭里親 ⑮親戚 ⑯近隣知人 ⑰児童本人 ⑱家族() ⑲その他()

4 調査・診断

4-1 親子への直接関与の有無

4-1-1 親子への直接関与の有無

- ①親子への調査・支援実施 →4-2へ
②周辺調査・モニターのみ
③不明 →4-2へ

4-1-2 4-1-1が②の理由

- ①疑いレベルで介入の決め手を欠く ②非虐待者の相談ニーズなし ③子どもの相談ニーズなし
④周辺調査で問題なしと判断 ⑤虐待なしと判断 ⑥その他(具体的に)

4-2 関係機関への初期調査 (全ケース対象・下記のA Bより選択)

児相が調査した機関 (Aより選択)	過去に性虐待の疑いをもったか?	調査結果((Bより選択)具体的内容
	もった・もたない	
	もった・もたない	
	もった・もたない	

A 児相が調査した機関の選択肢

- ①市福祉事務所 ②県福祉事務所 ③市保健機関 ④県保健機関 ⑤町村役場 ⑥医療機関 ⑦警察等
⑧保育所 ⑨学校 ⑩幼稚園 ⑪その他()

B 調査結果の選択肢

- ①子どもからの告白があった②子どもから気になる発言があった(例～うちのお父さんエッチなんだよ)
③年齢不相应な性的言動があった(過剰な自慰行為、他者の性器を触る等)
④子どもに性的言動以外の不適応行動がみられた ⑤膣炎、膀胱炎、尿路感染等で通院歴あり
⑥虐待者から告白があった ⑦虐待者から気になる発言があった
⑧非虐待者から告白があった ⑨非虐待者から気になる発言があった
⑩家庭環境に心配な点あり ⑪特になし ⑫直接関与無し

4-3 子どもへの調査面接

4-3-1 調査面接の有無

- ①対策課による司法面接の手順に準じた調査面接
②各所による司法面接の手順に準じた調査面接(面接者職種)
③各所による司法面接以外の方法での調査面接(面接者職種)
④子どもに接触したが聞き取りは未実施(理由) }
⑤子どもに接触せず(理由) ⑥その他() } 4-4 へ

4-3-2 被害の告白の有無

- ①有(内容) ②無

4-4 子どもへの医療受診(複数回答可)

4-4-1 子どもへの医療受診の状況()内に医療機関名等を記入

- ①婦人科()②精神科() ③小児科()
④その他()科受診
⑤未受診 ⑥不明 →4-5へ

4-4-2 診察結果(複数回答可)

- ①妊娠(中絶・出産) ②性感染症 ③性器外傷 ④膣炎 ⑤PTSD ⑥解離性障害 ⑦異常なし
⑧その他(具体的に)

4-5 子どもの知的能力(検査結果に基づいて記入・児相以外のデータも可)

①知的障害(軽・中・重・最重度) ②ボーダーライン級 ③正常値 ④検査未実施のため不明

4-6 子どもの症状(受理当初の状況)

4-6-1 子どもの症状の有無

①有

②無 ③不明 → 4-7へ

4-6-2 具体的症状(複数回答可)

①情緒的問題 ②身体症状 ③幼児的退行 ④性的な問題 ⑤触法行為 ⑥不登校・登校渋り

⑦その他 具体の症状を記入()

4-7 子どもの気持ち・意向(受理当初)(複数回答可)

4-7-1 虐待行為の受け止め・気持ち

①信じられない(否認) ②たいしたことではない(矮小化) ③不安 ④恐れ ⑤悲しい ⑥喪失感 ⑦孤独感

⑧恥ずかしい ⑨怒り ⑩自責感 ⑪自己評価の低下 ⑫順応 ⑬あきらめ ⑭嫌悪 ⑮不明

⑯その他()

4-7-2 虐待者への気持ち

①好意 ②両価的 ③拒否・嫌悪 ④恐怖 ⑤怒り ⑥分離を希望 ⑦処罰感情 ⑧不明 ⑨その他()

4-7-3 非虐待者への気持ち

①好意 ②両価的 ③拒否・嫌悪 ④あきらめ ⑤怒り ⑥気遣い ⑦不明 ⑧その他()

4-8 虐待者への事実確認面接

4-8-1 事実確認面接の有無

①有

②無(理由 虐待者が接触を拒否 すでに離婚)→4-8-3へ

4-8-2 虐待者への面接者(複数回答可)

①担当福祉司 ②担当心理司 ③担当相談員 ④親子支援チーム ⑤SV・調整担当者 ⑥その他()

4-8-3 虐待者の態度・気持ち(複数回答可)

4-8-3-1 行為があったことについて

①すべて認める ②一部認める ③否認 ④新たな事実の告白 ⑤不明 ⑥その他()

4-8-3-2 態度・気持ち

①反省 ②罪障感 ③後悔 ④子への謝罪を希望 ⑤正当化(子が誘った・スキンシップ)

⑥矮小化(たいしたことではない)⑦子を責める ⑧児相を責める ⑨抑うつ ⑩怒り ⑪恥ずかしい

⑫不明 ⑬その他()

4-9 非虐待者への事実確認面接(非虐待者とは虐待をしていない保護者)

4-9-1 事実確認面接の有無

①有

②無(理由 非虐待者不在 非虐待者が接触を拒否)→4-9-3へ

4-9-2 非虐待者への面接者(複数回答可)

- ①担当福祉司 ②担当心理司 ③担当相談員 ④親子支援チーム ⑤SV・調整担当者 ⑥その他()

4-9-3 非虐待者の態度・気持ち(複数回答可)

4-9-3-1 行為があったことについて

- ①すべて信じる ②一部信じる ③信じない ④すべて知っていた ⑤一部知っていた ⑥全く知らなかった
⑦目撃した ⑧疑いを持った ⑨不明 ⑩その他()

4-9-3-2 態度・気持ち

- ①自責感 ②罪障感 ③子への謝罪を希望 ④子どもを守る姿勢を示す ⑤子どもと虐待者の間で気持ちが揺れる
⑥虐待者に依存的 ⑦否認する虐待者に同調 ⑧矮小化(たいしたことはない) ⑨困惑 ⑩子どもを責める
⑪児相を責める ⑫悲しみ ⑬抑うつ ⑭怒り ⑮恥ずかしい ⑯不明 ⑰その他()

4-10 虐待者と非虐待者の関係(受理当初の状況)(複数回答可)

- ①円満 ②依存(精神的、経済的、社会的) ③不和 ④DV ⑤非虐待者不在 ⑥不明 ⑦その他()

5 支援内容

5-1 支援状況

5-1-1 支援状況(21年5月31日時点の状況)

- ①継続中 ②終結

5-1-2 支援内容(複数回答可)

- ①調査継続 ②福祉司指導 ③継続指導
④同意による措置委託(養護・知的・情短・児童自立支援・里親)
⑤28条による措置委託((養護・知的・情短・児童自立支援・里親)
⑥一旦終結、再開(具体的に)

5-1-3 支援期間(終結ケース…受理～終結まで 継続ケース…受理～21年5月31日まで)

- ①半年未満 ②半年～1年未満 ③1年～1年半未満 ④1年半～2年未満 ⑤2年～2年半未満
⑥2年半～3年未満 ⑦3年～3年半未満 ⑧3年半以上(年)

5-2 一時保護

5-2-1 一時保護の有無

- ①同意による一時保護 ②職権による一時保護
③無 → 5-3へ

5-2-2 一時保護期間

- ①1ヶ月未満(日) ②1ヶ月～2ヶ月未満 ③2ヶ月～3ヶ月未満 ④3ヶ月～4ヶ月未満
⑤4ヶ月～5ヶ月未満 ⑥5ヶ月～6ヶ月未満 ⑦6ヶ月～7ヶ月未満 ⑧7ヶ月以上(ヶ月)

※ 複数回行っている場合は合計期間を記入

5-3 子どもへの面接等

5-3-1 子どもへの面接の有無

- ①有
②無(理由) ③不明→ 5-4へ

5-3-2 面接者・頻度(複数回答可)()内に頻度をチェック

- ①担当福祉司(1回・複数回) ②担当心理司(1回・複数回) ③担当相談員(1回・複数回)
- ④SV・虐待調整担当者(1回・複数回) ⑤親子支援チーム(1回・複数回) ⑥保健師(1回・複数回)
- ⑦精神科医師(1回・複数回) ⑧施設心理(1回・複数回) ⑨弁護士(1回・複数回)
- ⑩その他() (1回・複数回)

5-3-3 5-3-2に加えて行った支援内容(複数回答可)

- ①弁護士による情報提供 ②精神科治療 ③再被害防止の心理教育(具体的に)
- ④性教育 ⑤非虐待者と子の合同面接 ⑥特殊療法(例～EMDR)
- ⑦その他(具体的に)

5-4 虐待者への面接等

5-4-1 虐待者への面接の有無

- ①有
- ②無(理由) ③不明 → 5-5へ

5-4-2 面接者・頻度(複数回答可)()内に頻度をチェック

- ①担当福祉司(1回・複数回) ②担当心理司(1回・複数回) ③担当相談員(1回・複数回)
- ④SV・虐待調整担当者(1回・複数回) ⑤親子支援チーム(1回・複数回) ⑥保健師(1回・複数回)
- ⑦精神科医師(1回・複数回) ⑧施設心理(1回・複数回) ⑨弁護士(1回・複数回)
- ⑩その他() (1回・複数回)

5-4-3 有の場合の内容

具体的に()

5-5 非虐待者への面接等

5-5-1 非虐待者への面接の有無

- ①有
- ②無(理由) ③不明 → 6へ

5-5-2 5-5-1が有の場合の面接者・頻度(複数回答可)()内に頻度をチェック

- ①担当福祉司(1回・複数回) ②担当心理司(1回・複数回) ③担当相談員(1回・複数回)
- ④SV・虐待調整担当者(1回・複数回) ⑤親子支援チーム(1回・複数回) ⑥保健師(1回・複数回)
- ⑦精神科医師(1回・複数回) ⑧施設心理(1回・複数回) ⑨弁護士(1回・複数回)
- ⑩その他() (1回・複数回)

5-5-3 5-5-1が有の場合の内容

具体的に()

6 支援結果(終結ケースは終結時の状況を、継続ケースは21年5月31日の状況を記入)

6-1 子どもの症状

6-1-1 子どもの症状

- ①有
- ②無 ③不明 → 6-2へ

6-1-2 具体的症状(複数回答可)

- ①情緒の問題 ②身体症状 ③幼時的退行 ④性的な問題 ⑤触法行為 ⑥不登校・登校渋り
⑦その他 具体の症状を記入()

6-2 子どもの気持ち・意向(複数回答可)

6-2-1 虐待行為への受け止め・気持ち

- ①信じられない(否認) ②たいしたことではない(矮小化) ③不安 ④恐れ ⑤悲しい ⑥喪失感
⑦孤独感 ⑧恥ずかしい ⑨怒り ⑩自責感 ⑪自己評価の低下 ⑫順応 ⑬あきらめ ⑭嫌悪
⑮不明 ⑯その他()

6-2-2 虐待者への気持ち

- ①好意 ②両価的 ③拒否・嫌悪 ④恐怖 ⑤怒り ⑥分離を希望 ⑦処罰感情 ⑧不明 ⑨その他()

6-2-3 非虐待者への気持ち

- ①好意 ②両価的 ③拒否・嫌悪 ④あきらめ ⑤怒り ⑥気遣い ⑦不明 ⑧その他()

6-3 虐待者の態度・気持ち(複数回答可)

6-3-1 態度・気持ち

- ①反省 ②罪障感 ③後悔 ④子への謝罪を希望 ⑤正当化(子が誘った・スキンシップ)
⑥矮小化(たいしたことではない) ⑦子を責める ⑧児相を責める ⑨抑うつ ⑩怒り ⑪恥ずかしい
⑫不明 ⑬その他()

6-4 非虐待者の態度・気持ち(複数回答可)

6-4-1 態度・気持ち

- ①自責感 ②罪障感 ③子への謝罪を希望 ④子どもを守る姿勢を示す
⑤子どもと虐待者の間で気持ちが揺れる ⑥虐待者に依存的 ⑦否認する虐待者に同調
⑧矮小化(たいしたことではない) ⑨困惑 ⑩子どもを責める ⑪児相を責める ⑫悲しみ ⑬抑うつ
⑭怒り ⑮恥ずかしい ⑯不明 ⑰その他()

6-5 虐待者と非虐待者の関係(複数回答可)

- ①円満 ②依存(精神的・経済的・社会的) ③不和 ④DV ⑤離婚・別居 ⑥非虐待者不在 ⑦不明
⑧その他()

6-6 虐待者と子どもの分離

6-6-1 分離の有無

- ①有
②無 ③不明 ④その他()→6-6-3へ

6-6-2 分離の具体的状況(複数回答可)

- ①子どもの施設措置 ②虐待者・非虐待者の別居・離婚 ③虐待者逮捕・受刑 ④子どもの入院
⑤初めから分離 ⑥親族が子を引き取る ⑦その他(具体的に)

6-6-3 分離していない場合の安全策(複数回答可)

- ①虐待者への指導 ②非虐待者への指導 ③子どもへの心理教育 ④家の改造工夫(例～鍵の取り付け)
- ⑤被害児と加害者を2人にさせない配慮 ⑥学校にモニター依頼 ⑦特になし
- ⑧その他(具体的に)

6-7 終結の理由(終結ケースのみ記入)(複数回答可)

- ①虐待者との分離 ②再発防止の指導により安全を担保 ③虐待なしと判断 ④市町村で見守り
- ⑤医療機関で子どもの治療を実施 ⑥子どもの相談ニーズ消失 ⑦非虐待者の相談ニーズ消失
- ⑧ケース移管 ⑨その他()

7 刑事告訴・告発

7-1 刑事告訴の有無 ①有 ②無

7-2 刑事告発の有無 ①有 ②無

7-3 7-1もしくは2が有の場合の具体的内容

具体的に(逮捕・不起訴・起訴・判決)

8 本ケースのよかった点、課題

8-1 よかった点

8-2 課題

おわりに

中央児童相談所虐待対策支援課では、平成12年度から平成20年度に性的虐待として受理した224件について、3回にわたり調査を行いました。今回の報告は調査面接導入後の3年間ということもあり、調査面接の有効性についても考察しました。

9年間の実践の中には、新たに取り組み始めたこともありますが、性的虐待対応における課題は山積しています。深刻な虐待を受けている子ども達に十分な支援が届いていないことは、本報告書で述べているとおりです。

今後も、性的虐待対応において有効と考えられる方法を学び、支援のノウハウを積み重ね、子ども達の回復を手助けしていきたいと思えます。

本報告書の作成にあたっては、横浜弁護士会の関守麻紀子氏と東海大学健康科学部社会福祉学科の菱川愛氏に原稿をよせていただきました。ここに記して感謝申し上げます。

神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課

浜田 尚樹

平野 雅己

長谷川 愉

(調査主任) 佐々木智子

矢後 俊明

飯田 由美



発行：神奈川県中央児童相談所